

記入要領

家計急変者用

様式第3号(第7条関係)

家計急変者用

給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)の氏名等をご記入ください。

給付金の申請をされる方の公的年金の受給状況(年金の種類や基礎年金番号など)をご記入ください。

現在、公的年金を受給中・申請中・申請すれば受給可能な場合は、『受けることができる』にチェック(✓)してください。

申請時点の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)児童の氏名等をご記入ください。

平成17年4月1日以前に出生した(障がいのある児童の場合は平成15年4月1日以前に出生した)児童は対象外となりますので、記入しないでください。

「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」の対象となった児童は対象外となりますので、記入しないでください。

同居する配偶者または申請者と生計を同じくする扶養義務者(同居している直系血族がいる場合は、氏名等をご記入ください。

対象児童数には、「2. 監護等児童」に記入された児童の人数をご記入ください。申請額・請求額には、対象児童数に5万円を乗じた金額をご記入ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
熊本市長 宛



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 5年 〇月 〇日	
(フリガナ) 氏名	性別 生年月日 現住所
	男 昭和 平成 〇年 〇月 〇日 〒〇〇〇-〇〇〇 熊本市 区 町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
個人番号(マイナンバー)	
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード 児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類: 年金) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない	〇〇〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない

「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請日時時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1		子	女	有	平成 令和 〇年 〇月 〇日	同居	
2		子	男	無	平成 令和 〇年 〇月 〇日	別居	市 町〇丁目〇番〇号
3					平成 令和 年 月 日		
4					平成 令和 年 月 日		
5					平成 令和 年 月 日		

「監護等児童」の住所が市外の場合は、当該児童の住民票(続柄入り、発行日から1か月以内のもの)が必要になります。

「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護することを含みます。
 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、障害が添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	2 人	申請額・請求額	100,000 円
-------	-----	---------	-----------

給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合: 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

